

日本赤十字看護大学障がい学生支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、日本赤十字看護大学障がい学生支援の基本方針に即して障がい学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障がいのある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障がいがあり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(責務)

第3条 学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

第4条 両学部長および研究科長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、障がい学生支援委員会及びさいたま障がい学生支援委員会が定めた具体的支援を実施しなければならない。

第5条 教職員は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、委員会が定めた具体的支援の実施に及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

(支援の申し出)

第6条 障がいのある学生は、入学前、入学後のいずれに時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

第7条 支援の申し出は、委員会が受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行う。

(支援計画の策定)

第8条 委員会は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係各部局と協議し、個別の支援計画を策定する。

(合意の形成)

第9条 支援計画は当該学生の合意を得て決定する。委員会は、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

(支援の実施)

第10条 具体的支援は、障がいのある学生が所属する学部等が、主たる責任を持って実施する。

第11条 委員会は、具体的支援が円滑に行なわれるよう、関係部局間の調整を行なう。

第12条 委員会は、具体的支援の実施にあたって、関係部局間の連絡、学外機関との連携等を行なう。

(相談対応)

第13条 委員会は、具体的支援が円滑かつ継続的に行なわれるよう、障がい学生及び支援関係者の相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努めなければならない。

(支援に係る事務)

第14条 具体的支援に係る事務は、障がいのある学生が所属する両学部及び研究科の障がい学生支援の事務担当において処理する。

(秘密保持義務)

第15条 障がい学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障がいのある学生及び障がい学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項については、学長及び委員会が定めることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月 日赤看大第1254号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。